

議第131号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成28年5月20日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		603,115円
事故の概要	種別	道路上でのスリップ事故
	発生年月日	平成28年1月26日
	被害者	
	損害の程度	自動車の前部、両側面部及び後部の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。